

事前参加登録

本学術集会の参加登録は、「事前参加登録」を原則とさせていただきます。

参加予定の方は、下記“登録”ボタンより、参加登録及び参加費（カード決済）のお支払いをお済ませいただけますようお願いいたします。お支払いはクレジットカードのみの決済です。

参加費が確認できない場合は、参加証等の発行はございません。

演題登録は、事前参加登録終了後（カード決済は不要）にマイページからご登録が可能です。返信メールに記載されている受付番号（ログイン ID）とご自身で設定されたパスワードにてアクセスください。

■参加受付期間

8月31日（木）早期参加登録

9月22日（金）通常参加登録

9月30日（土）、10月1日（日）、9月22日以降は当日会場受付で参加登録

※ 上記期日までにカード決済が済まされていない場合、参加登録となりませんのでご注意ください。

※ 参加費お支払い後のキャンセルはできません。

■参加費

早期参加登録 2023年8月31日（木）まで	会員	8,000円
	非会員	10,000円
	学生（大学院生を除く）	無料
通常参加登録 2023年9月22日（金）まで （現地参加登録も同じ）	会員	10,000円
	非会員	12,000円
	学生（大学院生を除く）	無料

■プログラム抄録集販売

学会終了まで	一冊	2,000円
--------	----	--------

■参加登録

1. 下記の『登録』のボタンより登録フォームへ必要事項をご入力下さい。

※会員番号をお忘れの場合は日本禁煙科学会/お問い合わせ

<https://form.os7.biz/f/d3a0f192/> より、ご確認ください。

2. フォーム送信後に登録完了メールが届きます。

※メールが届かない場合は下記の登録システムに関するお問合せ先へご連絡下さい。“登録完了メール”は学会終了まで削除なされないようお願い致します。

3. 領収書および参加証明書は学会終了後、マイページよりダウンロードください。

・登録システムに関するお問合せ先

京王観光株式会社 関西支店

連絡先担当者 小畑 翔(おばた)

E-mail: s.obata@keio-kanko.co.jp

・登録の内容に関するお問合せ先

【第18回日本禁煙科学会学術総会委員会】

大阪商業大学 東山明子研究室

〒577-8505 東大阪市御厨栄町4-1-10

TEL: 06-6785-6205

E-Mail: jasc18@jops1.daishodai.ac.jp

演題登録

I. 演題募集期間

～8月10日(木)まで

II. 募集要項

・一般演題を公募します。

(発表時間(プログラム)は事務局にて決定させていただきます。)

・一般演題(口演)の発表者および共同発表者は、特別に認められた場合を除き、日本禁煙科学会の会員とします。未入会の方は、入会手続きをお願い致します。

日本禁煙科学会入会案内

4. 発表日時等の決定は学術総会事務局に一任とさせていただきます。
プログラム決定後、登録いただきましたメールアドレスに改めて発表日時をご連絡いたします。
5. プログラム抄録集には、登録いただいた内容をそのまま記載いたします。変換ミス等があってもそのまま印刷されますので、ご注意ください。
6. 登録された演題から、シンポジウムや分科会で発表をお願いさせて頂く場合がございます。また学会誌「禁煙科学」に原稿を依頼する事がございますことをご承知おきください。
7. 演題登録期間中は、何度でも演題の修正・削除ができます。
ログイン画面より ID とパスワードを入力してください。
修正された発表データ（ワード）をご確認いただき、データ添付後、送信ボタンをクリックしていただければ、修正完了となります。必ず、自動返信（受領）メールをご確認ください。

V. 発表演題に関する利益相反（conflict of interest：COI）の開示について

筆頭演者は、利益相反の有無にかかわらず、利益相反状態について、当日の発表時にスライドにて開示を行ってください。開示する内容は下記を参考にして判断ください。

<利益相反の判断の目安>

発表研究に用いた薬剤・測定機器・器具・質問票・ソフト・システムと関連する、またはそれらの成果を利用する目的で関与する企業・法人組織・営利を目的とする団体等（以下、当該企業等と略す）と、演題登録日から過去 1 年以内に以下に該当する関係がある場合、「利益相反に該当する」と判断してください。

当該企業等の役員、顧問職で報酬額が年間 100 万円以上

当該企業等の全株式の 5%以上の所有

当該企業等からの特許権使用料が年間 100 万円以上

当該企業等から支払われた日当や講演料の合計 50 万円以上

当該企業等から支払われたパンフレットなどの執筆に対する原稿料が合計 50 万円以上

当該企業等が提供する委託研究や共同研究の研究費総額が年間 200 万円以上

当該企業等が提供する奨学寄付金総額が年間 200 万円以上

当該企業等が提供する寄付講座に所属している場合

その他、当該研究とは無関係な当該企業等からの旅行や贈答品などの総額が 5 万円以上